

第1回「第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会」次第 (第2期スイッチON磯子策定委員会)

日時：平成21年10月28日(水) 18:30～20:30

会場：磯子区役所 701号会議室

● あいさつ

● 委員委嘱、委員紹介、事務局紹介、正副委員長選任

資料1・2

● 議 題

1 地域福祉保健計画とは

資料3

2 第2期計画策定に向けたスケジュールについて

資料4

(1) 第2期計画策定の全体スケジュール

(2) 第2期計画策定委員会の開催スケジュール

3 第1期計画の推進状況について

(1) 第1期計画の概要紹介

資料5

(2) 第1期計画の振り返り

資料6

4 第2期計画の方向性について

資料7

5 各地区での策定会議の開催について

資料8

6 福祉と保健に関する地域調査結果の報告について

資料9

7 その他

● グループ討議

テーマ「第2期計画に望むこと」

● まとめと閉会

<資 料>

・ 磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱

資料10

・ 地域福祉保健計画の関連法

資料11

『第 2 期磯子区地域福祉保健計画策定委員会』名簿

平成 21 年 10 月 28 日現在

		所 属	氏名 (敬称略)
各種 団体 代表 (氏名 五十 音順)	1	磯子区社会福祉協議会当事者団体部会 部会長	上杉 惇
	2	磯子区内障害者施設 代表 (※1)	小田嶋 悟
	3	磯子区民生委員児童委員協議会 副会長	小宮山 滋 (兼)
	4	磯子区体育指導委員連絡協議会 副会長	佐藤 孝明
	5	磯子区連合町内会長会 副会長	鈴木 伊三雄
	6	磯子区医師会 福祉医療事業部会長	瀧本 篤
	7	磯子区保健活動推進員会 副会長	田辺 実 (兼)
	8	磯子区内ボランティア・市民活動関係団体 代表 (※2)	時任 和子
	9	磯子区青少年指導員協議会 副会長	福士 市子
	10	磯子区社会福祉協議会 副会長	吉田 修
地区 代表	11	根岸地区 代表	須川 さよ子
	12	滝頭地区 代表	古知屋 多恵子
	13	岡村地区 代表	早乙女 幸男
	14	磯子地区 代表	平戸 栄次
	15	汐見台地区 代表	岡 道子
	16	屏風ヶ浦地区 代表	小宮山 滋 (兼)
	17	杉田地区 代表	櫻井 重人
	18	上笹下連合地区 代表	村岡 宗夫
	19	洋光台地区 代表	大平 清子
	20	上笹下地区 代表	田辺 実 (兼)
行政 等	21	磯子区内地域ケアプラザ 代表 (※3)	水越 尚登
	22	磯子区地域振興課長	関本 利恵子
	23	磯子福祉保健センター長	宇賀神 憲治

※1 いそご地域活動ホームいぶき施設長

※2 NPO 法人夢・コミュニティネットワーク代表 (磯子区 NPO 連絡会事務局長)

※3 滝頭地域ケアプラザ所長

『第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会』事務局名簿

平成21年10月28日現在

所 属		氏 名
1	磯子福祉保健センター 担当部長	斉藤 林福
2	福祉保健課長	戸塚 徳雄
3	健康づくり係長	菅野 美穂
4	運営企画係長	中村 仁
5	運営企画係職員	伊東 秀明
6	同上	近藤 玄樹
7	同上	伊東 ゆかり
8	同上	柴原 あづみ
9	高齢・障害支援課長	嘉代 哲也
10	こども家庭支援課長	佐藤 眞理代
11	磯子区総務部地域振興課 地域力推進担当課長	平石 浩二
12	地域力推進担当係長	森田 純
13	地域力推進担当職員	田中 さゆり
14	磯子区総務部総務課 総務課長	金子 裕
15	磯子区社会福祉協議会 事務局長	内藤 博昭
16	事務局次長	中島 美樹子
17	職員	並木 史江
18	職員	大久保 敦子

1 地域福祉保健計画とは

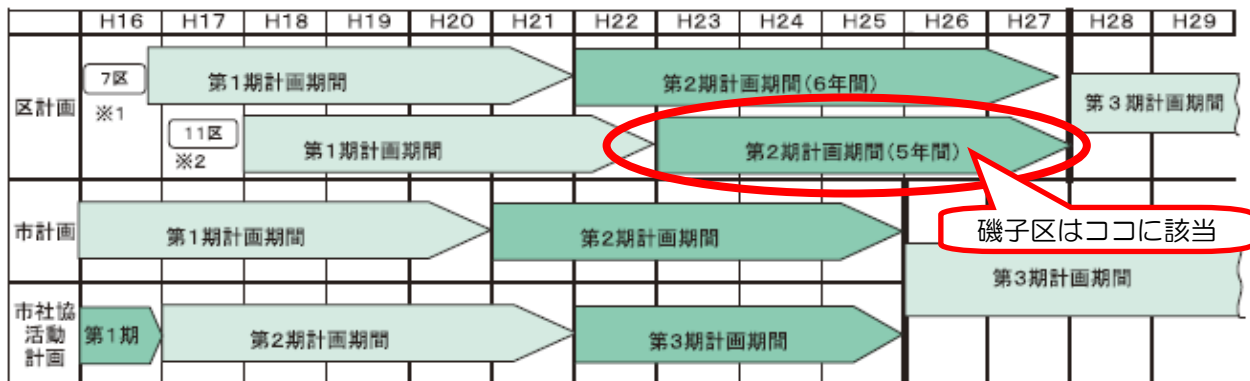
地域福祉保健計画は、誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちをつくるため、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向け、市民・事業者・行政が協働で取り組む計画です。

横浜市には、市全体の計画である市地域福祉保健計画（市計画）、区ごとに策定する区地域福祉保健計画（区計画）、そして地区連合町内会などの単位における地区別計画がありますが、位置付けと計画期間は次の表のとおりです。

◆各計画の位置付け

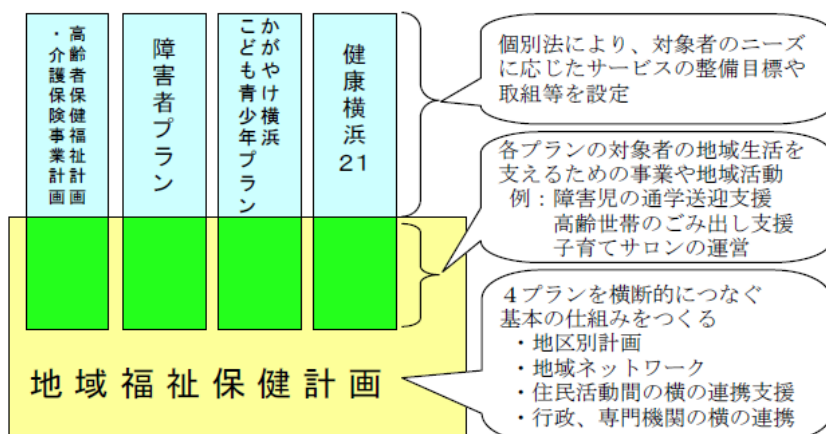
市 計 画	区 計 画	
	区(全体)計画	地区別計画
<ul style="list-style-type: none"> 基本理念と方向性の提示 区計画を進めるために必要な市の支援策や市域で行う取組 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に身近な中心的計画 地域課題解決の方策や取組 区域全体の共通課題、地域の支えあいでは解決できない課題に対する区としての取組 現在全区で策定 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの特性や課題に対応する計画 生活課題にきめ細かく対応 日常的な地域の支えあい、顔の見える関係の構築などにかかわる取組

◆区計画・市計画、市社協活動計画の計画期間



磯子区は上記※2に該当し、計画期間は平成22年4月1日～平成28年3月31日となります。

◆地域福祉保健計画と福祉保健4プランとの関係



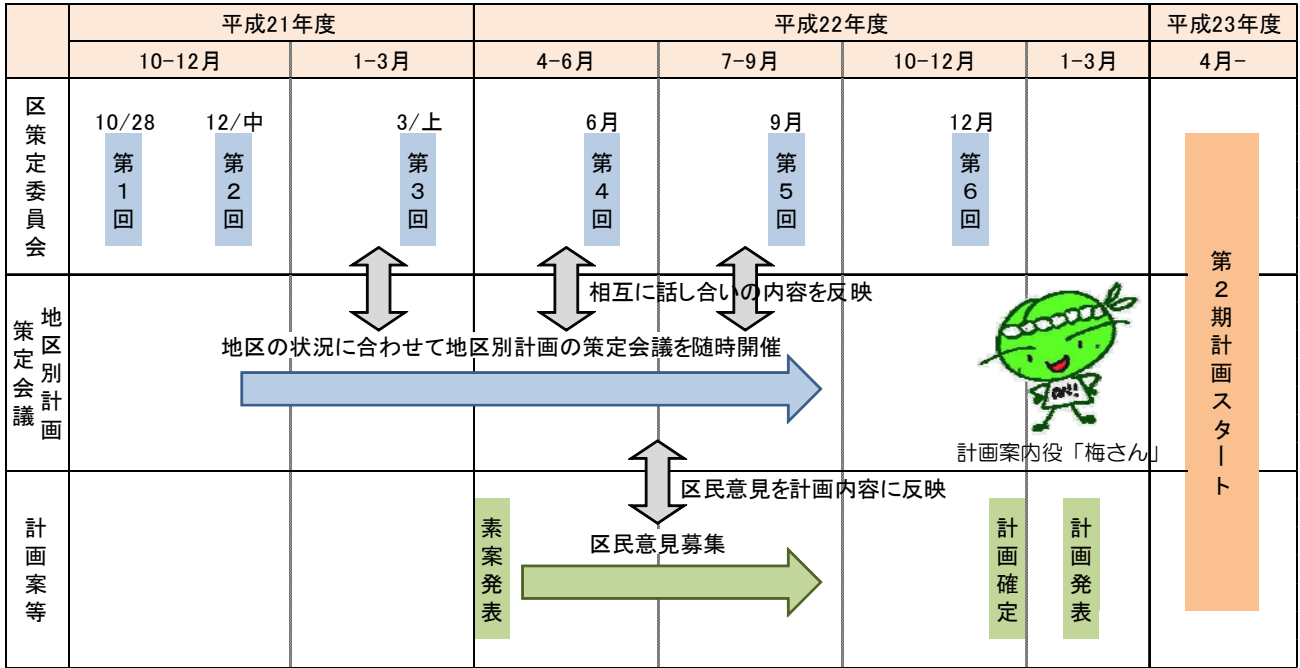
また、分野別に策定されている各計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援についても取り組んでいくこととされています。

各表・図は『横浜市地域福祉保健計画』より抜粋

2 第2期磯子区地域福祉保健計画策定に向けたスケジュールについて



(1) 全体スケジュール



区計画が地区別計画の推進にあたっての道標となるよう、区計画の策定委員の皆様と検討を進めてまいります。また、多くの区民意見を募集するため、できるだけ長く意見募集期間が確保できるよう工夫してまいります。

(2) 第2期計画策定委員会の開催スケジュール



全6回程度の委員会開催を通じて計画を策定していく予定です。

■平成21年度

回数	日程	中心テーマ
第1回	H21.10月28日	第2期計画策定の流れ、第2期計画の基本的考え方
第2回	H21.12月中旬	第2期計画の構成と概要の検討
第3回	H22.3月上旬	第2期計画素案の検討

■平成22年度






回数	日程	中心テーマ
第4回	H22.6月頃	区計画・地区別計画の検討、補助制度等の検討
第5回	H22.9月頃	区計画・地区別計画の検討、補助制度等の検討
第6回	H22.12月頃	第2期計画の確定

3 第1期計画の推進状況について

(1) 第1期計画の概要紹介

～誰もが幸せに暮らせるまちをめざして～というスローガンを掲げて、平成18年4月から地域福祉保健計画「スイッチON磯子」は始まりました。

この計画を通じて、地域に暮らす誰もが幸せな生活が送れるように、区民・団体・事業者・行政がそれぞれに役割を果たしながら、地域における福祉保健の推進を図ることを目指してきました。具体的には次の取組を通じて計画推進を支援させていただいてい

		18年度	19年度	20年度	21年度	
スイッチON磯子 推進委員会	区推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間3回開催 ・当該年度の計画報告 ・前年度の進行状況報告 			◆年間2回開催予定	
	地区推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆各地区の状況に応じて開催 ・地区により年間2回～12回まで ・事業計画・準備・振り返り等 				
地区別取組支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ◆世帯数按分により補助金を交付して支援 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">サロン</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">地域交流会</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">防犯・防災</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">健康づくり</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">要援護者の避難支援…等々</div> </div>			◆拡充分(備品購入費)として上限5万円を希望地区へ	◆策定会議開催支援分として全地区へ世帯
地域支えあい事業		<ul style="list-style-type: none"> ◆単独事業として補助金を交付 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">高齢者定期訪問</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">高齢者の見守り</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">高齢者昼食会…等々</div> </div>			◆地区別取組支援事業と合わせて補助金を交付(補助金交付要綱を一本化)	
あなたの提案実現事業		◆提案者と実施者を分けて募集する試みで実施	◆提案者＝実施者とする通常の区民提案型事業として実施		◆より地域に密着した福祉保健活動の支援という趣旨	
しあわせバンク事業		◆検討期間		◆根岸地区連合を対象に実施(地区連合範囲での)	◆メール・ド磯子自治会を対象に実施(単位町内会)	
地域福祉保健計画の	啓発事業	◆推進フォーラムとして区役所単独で実施		◆区社協と共催で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度 いそご福祉フェスタ ・20-21年度 ふくしの広場 	
	まめ通信		◆区推進委員の発案により平成19年8月に創刊			
	PRマスコット			◆計画案内役「梅さん」のマスコットを作成し、区内各種事業で配布し計画周知に努める		

3 第1期計画の推進状況について

(2) 第1期計画の振り返り [各地区推進委員会の3年間振り返りアンケートからの回答(抜粋)]

問1	地区別の取り組みに対する振り返りのため省略	
問2 地区委員会の開催状況	開催頻度	<p>8地区で定例会あり <開催回数> 年2回 1地区 年3回 3地区 年4回 1地区 年6回 1地区 年12回 2地区</p> <p>その他1地区は随時開催(昨年度は9回) 定例会以外に、事業に併せて開催している。</p>
	参加人数	<p>10人以下 1地区 10～15人 6地区 20～30人 1地区</p>
	部会の有無	部会有り 4地区
問3 一本化した助成金をより使いやすくするためには。	<p>○地域支えあい事業の中で、重点取組も推進してはどうか。地区社協の取組と重なる部分あり独自の取組が難しい。</p> <p>○支えあい事業も社協も民児協も同じ対象に向けて活動をしている。補助金を一本化したのであれば、事業そのものを一本化したほうがわかりやすいのでは。</p> <p>○会計項目を各地区で揃えた方が、補助金の使途などが明確になるのではいか。</p>	
問4 地域支えあい事業の位置づけの変更に伴い、地域支えあい事業に影響した点があったか。	<p>○主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画する役員はほとんど同じ顔ぶれなので、影響なし。 ・当初戸惑いがあったが、地域支えあい連絡会を「スイッチON磯子」に含まれた組織として事業を展開している。 ・地域支えあい事業のメンバーも一緒に活動できるのでよい。 	
問5 担い手や参加者が増えるよう各地区で工夫していることは。	<p>○地域情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施。 ・参加者の声を直接聞く。 ・「地域カルテ」の作成。 <p>○「スイッチON磯子」の活動の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接、参加者に話しをしていく。 ・ポスター、チラシ等の活用。 <p>○支援者間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラザ、包括支援センター、地区社協、地域の人材。 <p>○対象を絞ってのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の参加者への声かけ。 ・中学校への呼びかけ。 <p>○テーマを明確にして参加しやすくする</p>	

<p>問6</p> <p>3年間取り組んできて感じたことについて、自由にご記入ください。</p>	<p>○評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の異世代交流が始まった。 ・地域の見守りルートができた。 ・3年間で重点取組がスムーズに実施できた。 ・小中学生が企画段階から参加の方向になってきた。 ・防災防犯意識は高まってきた。 ・楽しいイベントを企画すると参加者も多くなり、お互いに顔見知りになることができる。 <p>○気づいた点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民がお互いに支えあってこそ「安心安全の町づくり」が始まる。 ・町内会、自治会との連携が必要。 ・少年問題は特に難しい。 <p>○改善点／意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者から見ると、社協、支え合い、スイッチON、保健活動推進員活動がそれぞれに行っているため、行事はたくさんある。どの団体が行っても関係なく参加するのみ。 回数が多いが内容的にあまり差がない。 今後、根本的に見直し、全体をまとめた形で、地域に何が本当に必要なかを見極め、それに全体の費用をかけるような工夫が必要と考える。
--	---

【アンケート設問内容】

問3 平成20年度から「地区別重点取り組み事業助成金」と「地域支えあい事業助成金」を一本化し、「地域福祉保健推進活動助成金」となりました。一本化した助成金をより使いやすくするためのご意見がありましたら、ご記入ください。

問4 「地域支えあい事業」は、平成19年5月の実施要綱改正により、“「スイッチON磯子」に基づき実施すること”となっております。このことにより、貴地区の地域支えあい事業に影響した点がありましたらお聞かせください。

問5 今後、地域の福祉保健活動の担い手や参加者が増えるよう、区役所としても「スイッチON磯子」をはじめとした様々な取組を支援していきたいと考えていますが、貴地区で工夫されていることがありましたらご記入ください。

問6 3年間取り組んできて感じたことについて、自由にご記入ください。

4 第2期計画の方向性について

(1) 第2期計画策定の取組姿勢と守備範囲



- ・第2期計画の策定にあたっては、縦割り感・上乗せ感の解消に努めます。
- ・第2期計画の策定にあたっては、計画の守備範囲を明確にしていきます。

◆スイッチON磯子の位置づけの整理

第2期計画策定の準備として、各地区のスイッチON磯子推進委員の方々にアンケートを行ったところ、『スイッチON磯子の事業と、地区社協の事業や地域支えあい事業など地域で従来実施していた事業との関係が分かりにくい』という意見を多くいただきました。

事務局としては、地域の方々が活動しやすくなるよう、次の計画策定に向けた取組姿勢を確認したうえで、これまでの地域の様々な活動を尊重しながら計画を作っていくと考えています。

第2期計画策定の取組姿勢＝なぜ、地域福祉保健計画をつくるのか？

- ①目標を見失わないために、
- ②活動を継続させるために、
- ③次の世代へ活動を引き継ぐために、
- ④活動を確実に進めるために、
- ⑤地域内の活動をより効果的に進めるために、計画を作ります

また、地域福祉保健計画がカバーする範囲は、今後ご議論させていただく内容ではありますが、平成21年4月に策定された第2期「横浜市」地域福祉保健計画を参考に次の取組は計画に含めたいと考えております。

第2期計画の守備範囲＝どこまでを、地域福祉保健計画に含めるのか？

- ①福祉・保健分野の取組（ふだんのくらしのしあわせの実現をめざして）
- ②住民交流・世代間交流など近所づきあいを育む取組
 - ・災害時等における要援護者(※)への対応
 - ・認知症高齢者への対応

(※)災害発生時等に自分だけで行動することが難しい一人暮らしの高齢者や障害のある方のこと。

(2) 第2期計画の推進にあたっての制度面での見直し



- ・ 第2期計画における地区別計画の最適な推進組織について検討します。
- ・ 第2期計画における効果的な補助金交付方法について検討します。

平成20年度の第3回スイッチON磯子推進委員会で実施したグループワークやアンケートの振り返りのほかに、「補助金が一方的に交付されてくることに対して地域では何か新規事業を実施しなければいけないのではないかとといった負担感がある」といった声を聞いています。

そこで、第2期計画における①地区別計画の最適な推進組織、②効果的な補助金交付方法について整理していきたいと考えています。

①第2期計画における地区別計画の最適な推進組織について

案1：スイッチON磯子の地区推進委員会のあり方を見直し、地区社協を推進組織としていく。

案2：スイッチON磯子の地区推進委員会を生かしつつ、委員構成を見直す。

②第2期計画における効果的な補助金交付方法について

案1：世帯数に基づいた補助金をあらかじめ交付する方法を見直して、交付を希望する地区へ、事業に対する補助金のかたちで交付する。

案2：地区社協の活動費とあわせて執行できるようにするなど、効果的な補助金とすることを検討する。

なお、あなたの提案実現事業やしあわせバンク事業といった第1期計画における事業に対する補助金のあり方もあわせて検討します。

5 各地区での策定会議（地区別計画策定会議）の開催について

(1) 地区別計画策定会議の進め方の目安



① 振り返り期間では…

第 1 期計画の取組内容を振り返り、意見交換をお願いいたします。

※意見交換のポイント※

計画推進の地区組織のあり方、補助金の使い方、第 1 期計画の重点的取組の進行状況や成果、取り組んでよかったこと、取り組みにくかったこと、できなかったこと、計画に定めていないが取り組んだことなどについて意見交換をお願いいたします。

② 取組検討期間では…

「①振り返り期間」の意見交換で出された話題や「福祉と保健に関する地域調査（資料 9 参照）」の結果等を参考にしつつ、たくさんのアイデアをお出しいただきたいと思います。どのようなことが求められているのか、どのようなことができるのか、第 2 期計画の推進組織について、地区社協との関係等のほか、連合町内会や単位自治会町内会との協力についてご検討をお願いいたします。

③ 計画書作成期間では…

地区別の計画書の作成をお願いいたします。「②取組検討期間」で出された様々なアイデアに優先順位をつけたり、第 1 期の取組を継続するか、変更するか、終了するかなど具体的に絞り込んでいただきたいと思います。計画の実施にあたり、ご負担がかかりすぎないよう充分にご検討ください。

(2) 地区別計画策定会議の参加者について

地区別計画の策定会議の参加者は、スイッチ ON 磯子推進委員会のメンバー、民生委員・児童委員、保健活動推進員をはじめとした地域の様々な委嘱委員の方々のほか、テーマに関係のある方々にご参加いただけることが望ましいと思います。

また、開催方法、回数は地区で自由に設定してください。

※不特定の方々が参加する懇談会を開催する必要はありません。

【地区別計画策定会議の補助金について】

既に申請書類がお手元にあるかと思いますが、今年度は、地区別計画策定会議の第一歩を後押しさせていただくために補助金を交付させていただきます。

この補助金は、会議資料の作成費・会場使用料・会議時の飲み物代・参考資料購入費・事務用品購入費等にお使いください。

6 福祉と保健に関する地域調査結果の報告について

(1) 調査概要

ア 調査目的

地域の特徴や課題、地域の皆様の思いなどの把握に努め、第2期地域福祉保健計画の策定等に役立てること

イ 調査対象者

根岸地区を除く9地区の、自治会町内会の役員・班長、民生委員・児童委員及び保健活動推進員の皆様

※根岸地区は他地区に先行して20年度に調査を実施いたしました。

※根岸地区と他地区では調査方法等が異なるため合算等しておりません。

ウ 調査方法

(ア) 自治会町内会の役員・班長の皆様については、自治会町内会を通じて調査票を配付し、返信用封筒により郵送にて回収

(イ) 民生委員・児童委員と保健活動推進員の皆様については、それぞれの組織を通じて調査票を配付し、返信用封筒により郵送にて回収

エ 調査票配付数と回収数

配布数：6,011票、回収数：2,367票（回収率：39.38%）

(2) 調査結果

今回の調査では単位自治会町内会毎の調査結果を得ることを試みましたが、そのため全ての調査結果をお配りすると膨大な資料となりますので、本日はサンプルとして、区内全体の調査結果と、委員の皆様がお住まいの自治会町内会または地区連合の調査結果を配付させていただいております。

なお、本日配付させていただいた調査結果資料は裏面のとおりです。

〔※根岸地区は他地区に先行して20年度に調査を実施いたしましたが、21年度に調査を実施した9地区とは調査方法等が異なるため、全体の調査結果から除いております。〕

調査結果は策定委員会当日に配付させていただきます。事前送付資料に含めていませんが、ご了承ください。

■本日配付した「福祉と保健に関する地域調査結果」について

		氏名（敬称略）	全体の調査結果 (グラフ)	該当単位自治会町内会 または該当地区連合の 調査結果 (グラフ)	該当地区連合の 自由記述結果
各種団体代表 (氏名五十音順)	1	上杉 惇	○	磯子山手町内会	磯子地区連合町内会
	2	小田嶋 悟	○	杉田地区連合町内会	杉田地区連合町内会
	3	小宮山 滋（兼）	○	中原自治会	屏風ヶ浦地区連合町内会
	4	佐藤 孝明	○	杉田東部町内会	杉田地区連合町内会
	5	鈴木 伊三雄	○	杉田東部町内会	杉田地区連合町内会
	6	瀧本 篤	○	杉田地区連合	杉田地区連合町内会
	7	田辺 実（兼）	○	上中里町内会	上笹下地区連合町内会
	8	時任 和子	○	泉谷自治会	岡村地区連合町内会
	9	福士 市子	○	汐見台自治会連合会	汐見台自治会連合会
	10	吉田 修	○	磯子山手町内会	磯子地区連合町内会
地区代表	11	須川 さよ子	○	馬場町町内会	馬場町町内会
	12	古知屋 多恵子	○	岡村中部自治会	滝頭地区連合町内会
	13	早乙女 幸男	○	岡村西部第三自治会	岡村地区連合町内会
	14	平戸 栄次	○	レインボー自治会	磯子地区連合町内会
	15	岡 道子	○	汐見台自治会連合会	汐見台自治会連合会
	16	小宮山 滋（兼）	○	中原自治会	屏風ヶ浦地区連合町内会
	17	櫻井 重人	○	杉田台自治会	杉田地区連合町内会
	18	村岡 宗夫	○	上中里団地地区自治会	上笹下連合自治町内会
	19	大平 清子	○	峰洋自治会	洋光台連合自治町内会
	20	田辺 実（兼）	○	上中里町内会	上笹下地区連合町内会
行政等	21	水越 尚登	○	滝頭地区連合町内会 岡村地区連合町内会	滝頭地区連合町内会 岡村地区連合町内会
	22	関本 利恵子	○	磯子地区連合町内会	磯子地区連合町内会
	23	宇賀神 憲治	○	磯子地区連合町内会	磯子地区連合町内会

※根岸地区は他地区に先行して20年度に調査を実施しましたが、21年度に調査を実施した9地区とは調査方法等が異なるため、全体の調査結果から除いております。

磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱

制定 平成 16 年 7 月 22 日 磯福第 179 号 (区長決裁)

改正 平成 21 年 8 月 19 日 磯福第 885 号 (区長決裁)

(目的)

第 1 条 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 107 条の規定に基づき、磯子区の地域福祉保健の推進に関する事項を総合的に定める磯子区地域福祉保健計画 (以下「計画」という。) の策定を目的として、磯子区地域福祉保健計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 計画に関係する各分野の関係機関・団体の実務代表者
- (2) 計画に関係する磯子区内各地区の実務代表者
- (3) 行政職員

3 委員会には必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は委嘱された日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会には委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 副委員長は委員長の指名により定める。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員の選任後の初めの委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者からの意見聴取)

第 7 条 委員会は、必要のあるときに会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明

を聴くことができる。

2 委員会の委員は、必要に応じ、委員会以外の場において関係者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月25日横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告等)

第9条 委員会は、計画の策定状況及び策定内容について区長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、磯子区福祉保健課において処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月19日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 磯子区地域福祉保健計画推進委員会委員公募要領（平成16年7月22日磯福第179号）は廃止する。

地域福祉保健計画の関連法

社会福祉法 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

※平成 12 年に社会福祉事業法が社会福祉法へ改正され、地域福祉の推進が社会福祉法の目的のひとつとなりました。ここでの「地域福祉」の定義は、漠然と「地域における社会福祉」とされています。

社会福祉法 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

※地域福祉の推進は、地域住民・福祉事業者・福祉に関する活動者の相互協力のもとに行われなければならないとされています。

社会福祉法 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※社会福祉法第 1 条に掲げた目的（地域福祉の推進）を達成するために、市町村が市町村地域福祉保健計画を定めることとなりました。横浜市の場合は、市計画と区計画がありますが、どちらも社会福祉法第 107 条に基づく計画となります。

磯子区の福祉と保健に関する地域調査

9地区全体平均集計

1. 調査対象者

磯子区内の自治会町内会の自治会町内会役員と班長（組長）、民生児童委員及び保健活動推進員を対象に実施しました。 調査対象総数： 6011 票

2. 調査方法

各団体を通じて配布し、郵送で回収を行った。

3. 調査期間

平成21年5月18日～9月30日

4. 回収状況

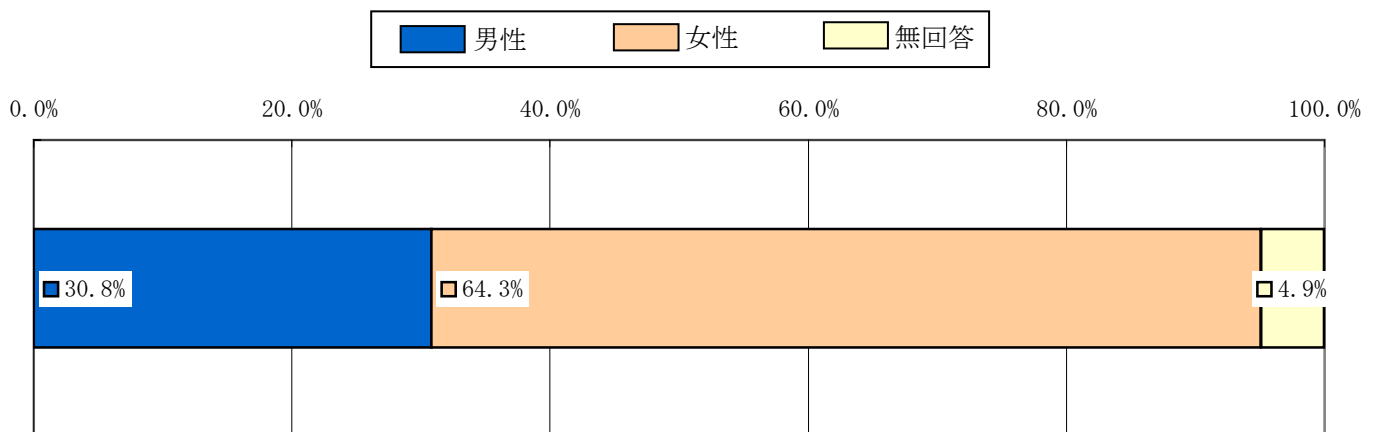
図表1 9地区全体の回収数等

	A：調査票数	B：回収票数	回収率(B÷A)
全体	6011	2367	39.38%

5. 調査結果【率は回収票数を基数として算出】

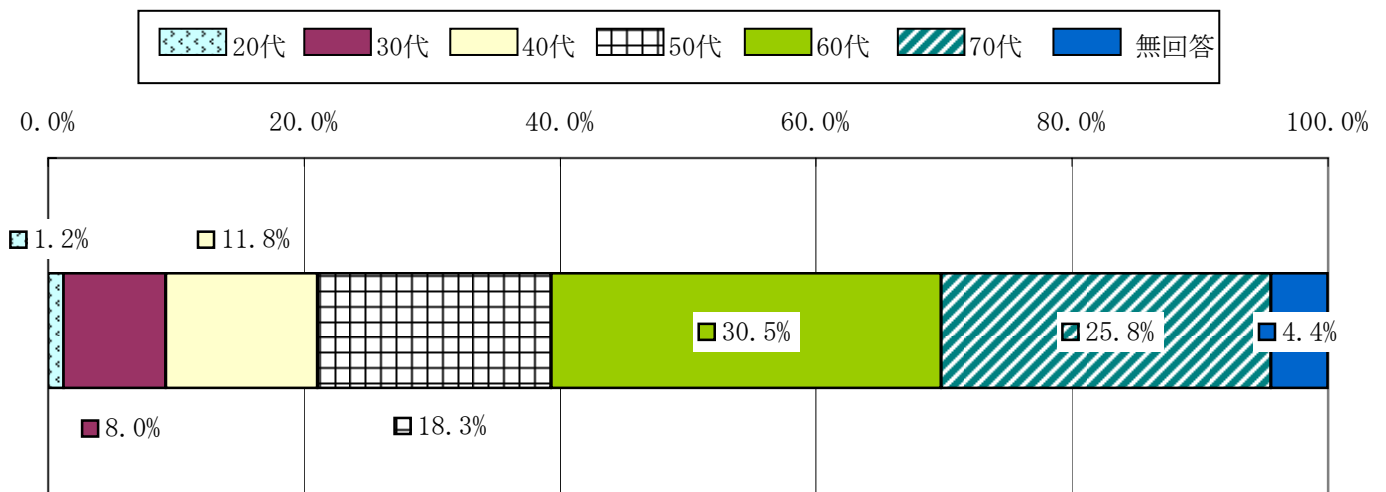
問1. 回答者の性別

図表2 男女構成



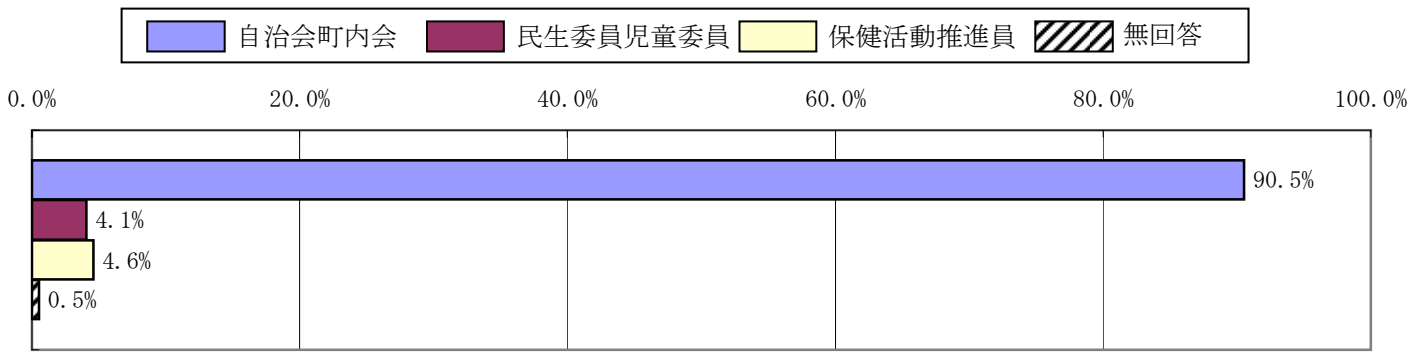
問2. 回答者の年齢

図表3 年代構成



問3 回答者の所属団体

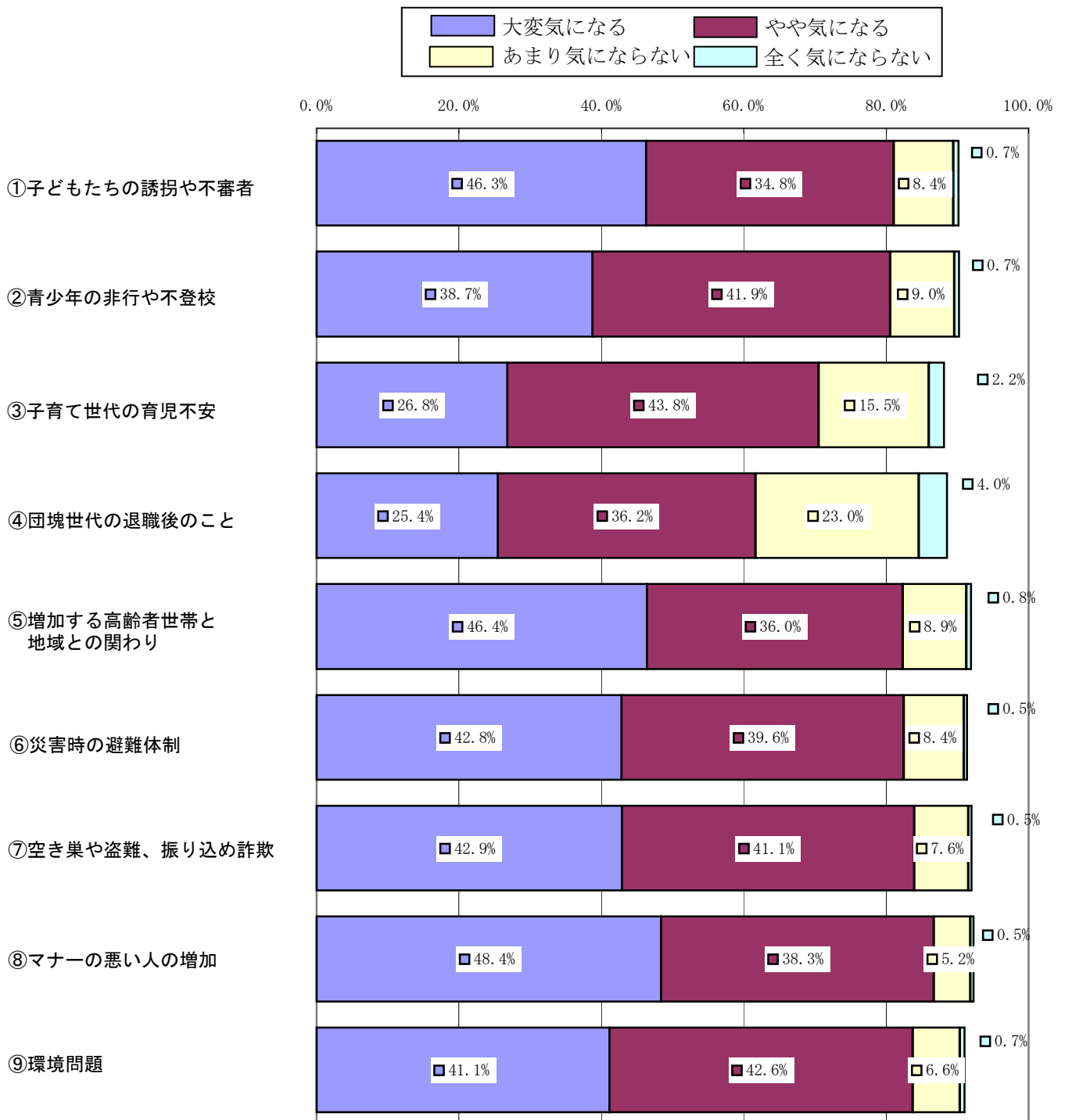
図表4 所属団体（複数回答）



※2つ以上の団体に所属している人がいるため、合計が100%を超えています。

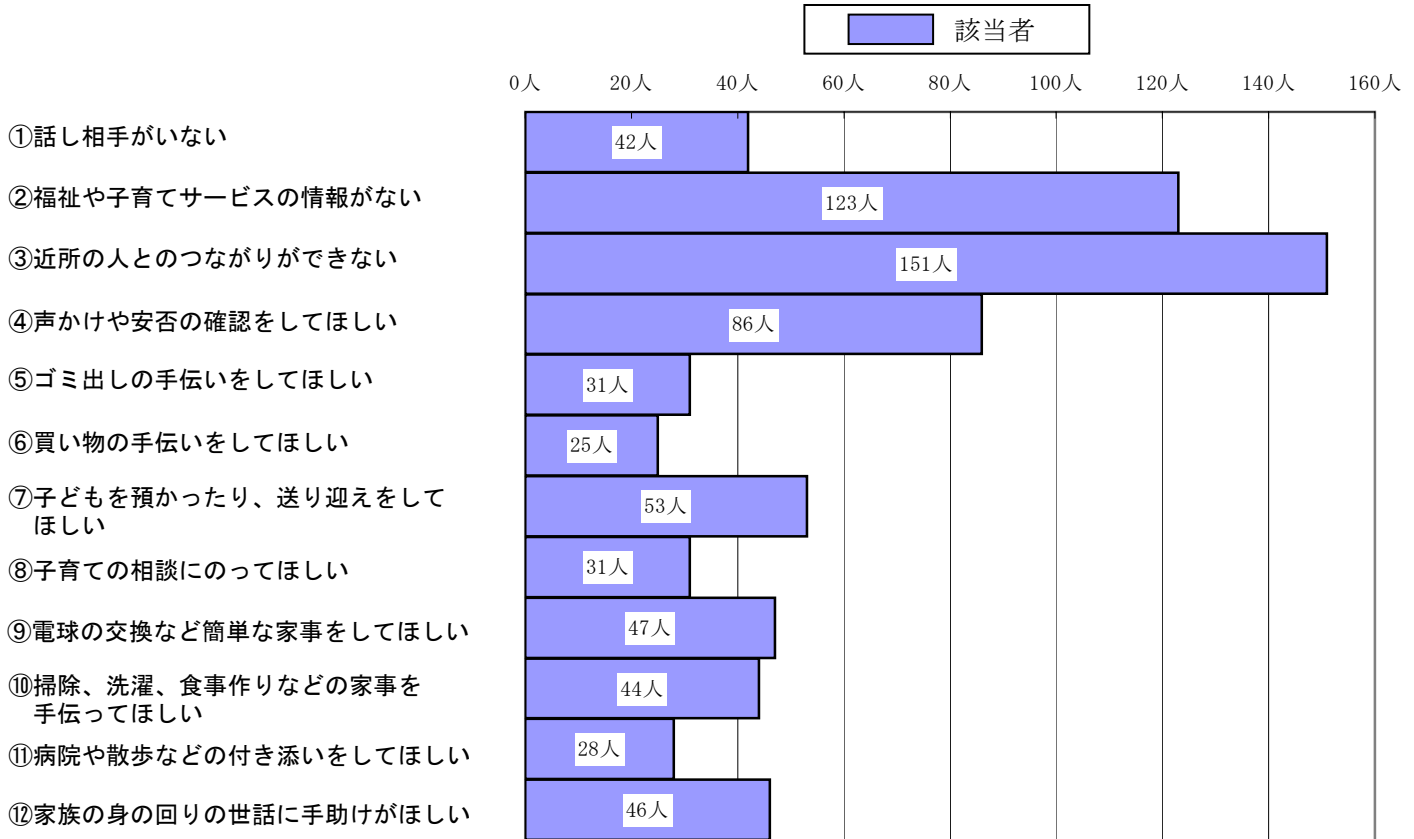
問4. 最近気になること、心配なこと

図表5 気になること、心配なこと



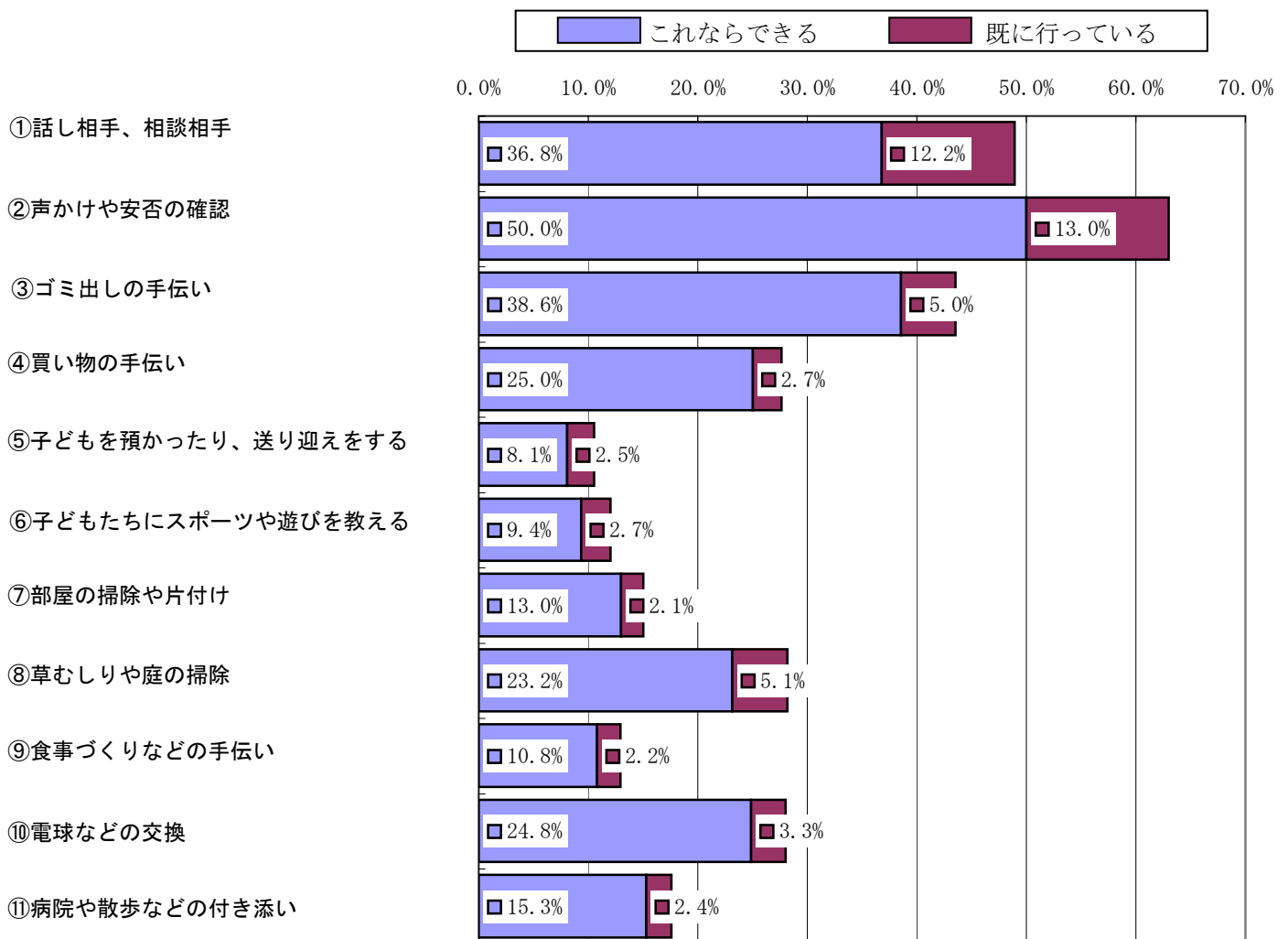
問5. 自身のことで、困っていることや手助けがほしいこと

図表6 困っていることや手助けがほしいこと（複数回答）



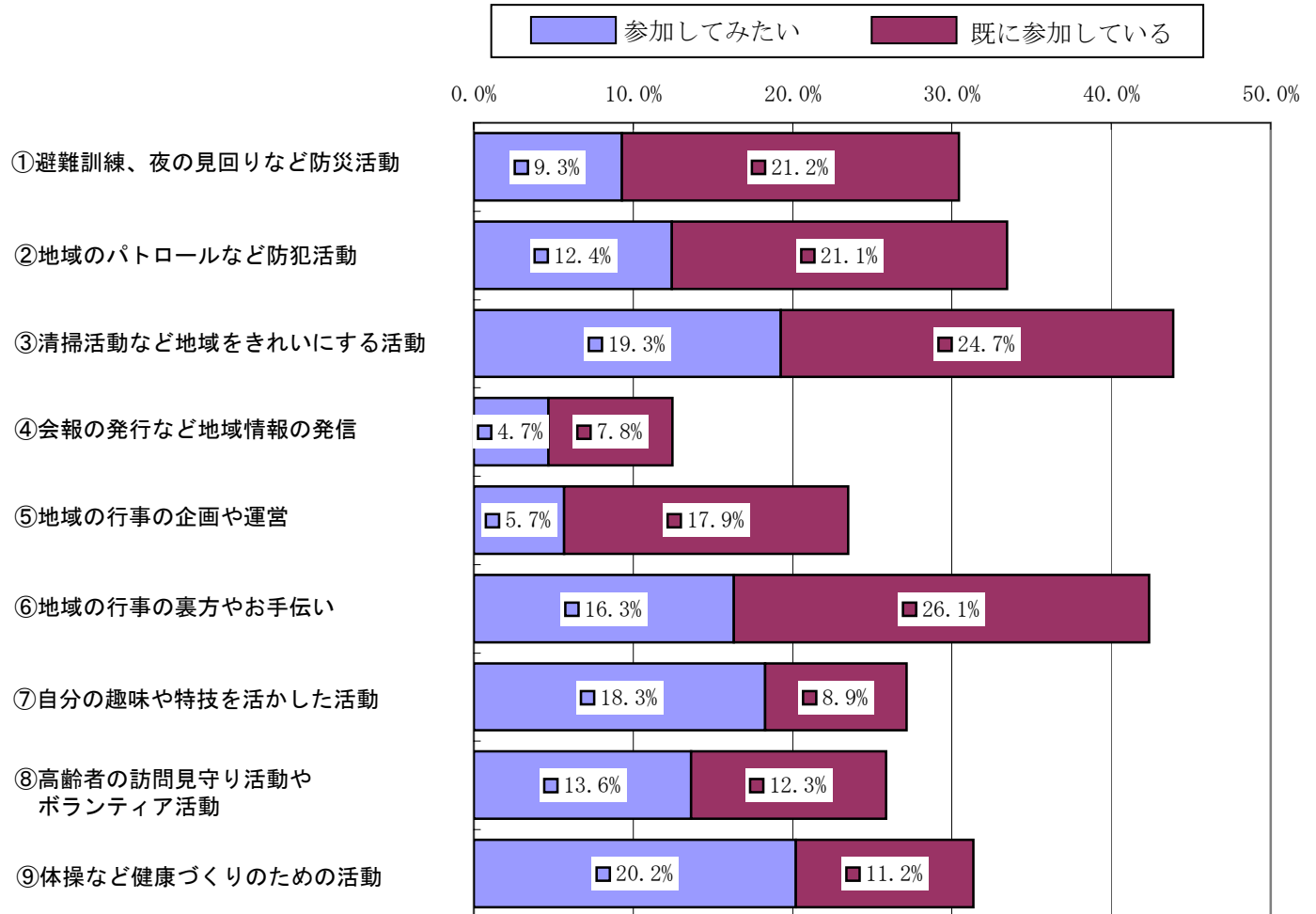
問6. 地域に困っている人がいた時、協力できること

図表7 地域に困っている人がいた時、協力できること（複数回答）



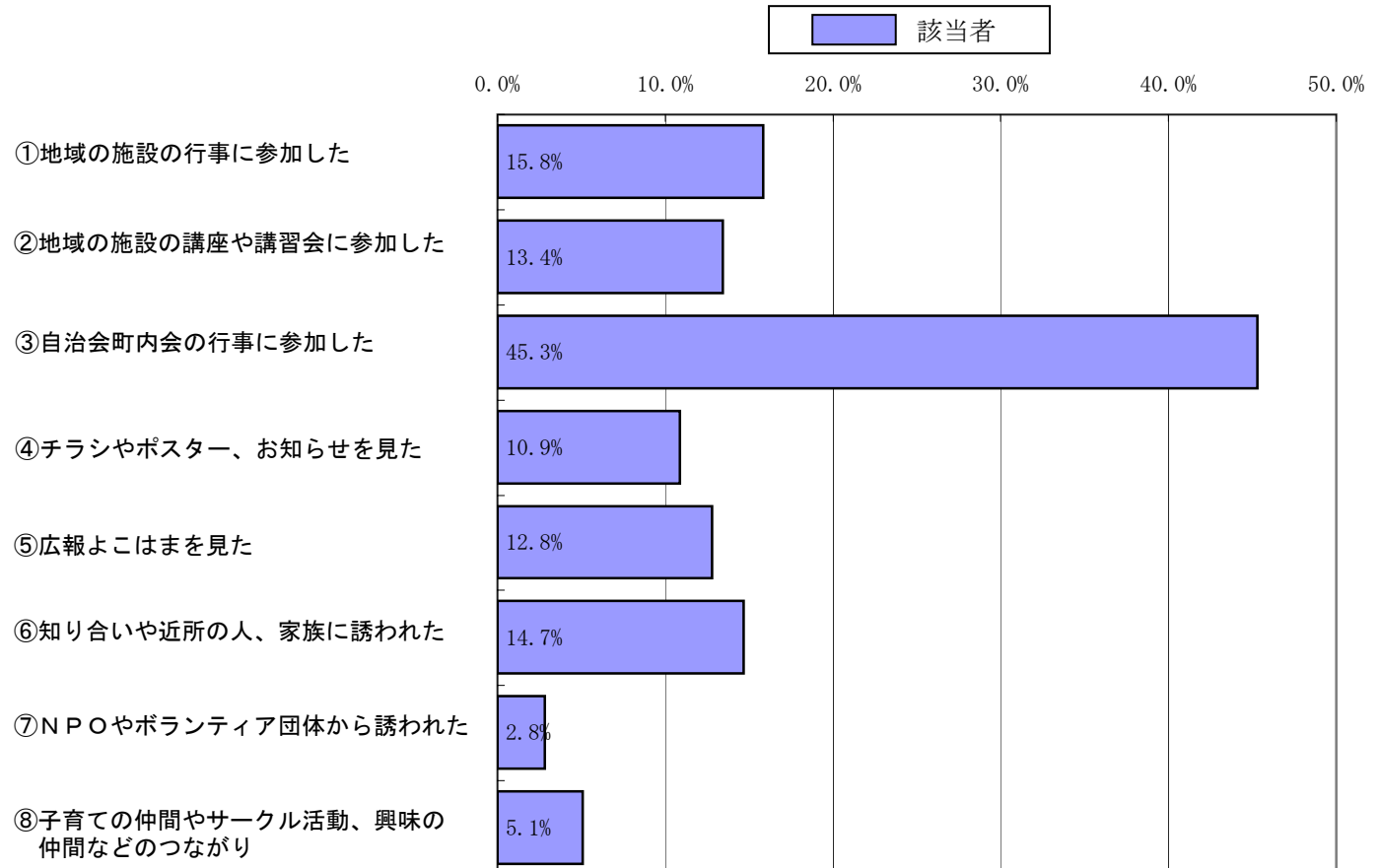
問7. 参加してみたい地域活動

図表8 参加してみたい地域活動（複数回答）



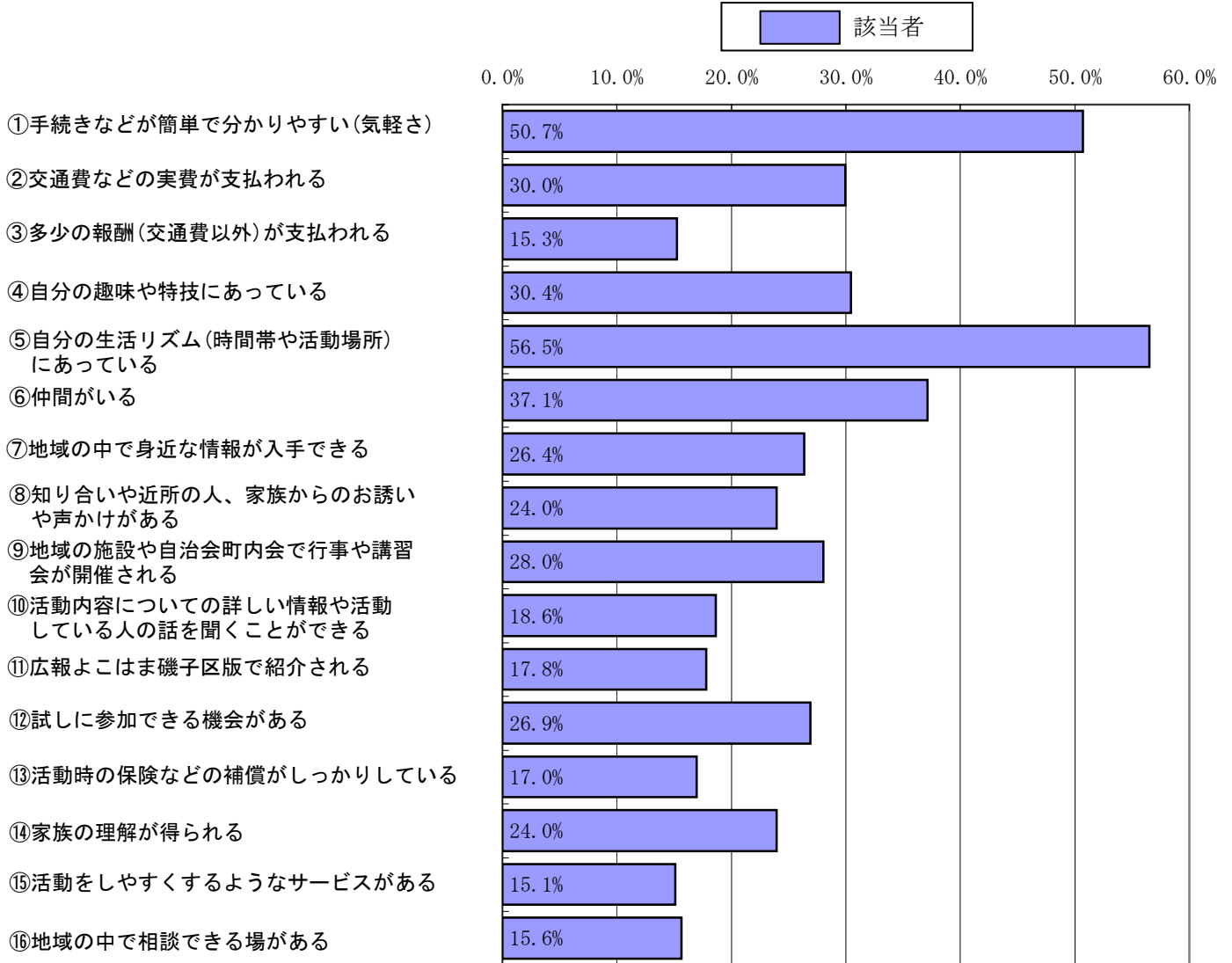
問8. 地域活動に参加したきっかけ

図表9 地域活動に参加したきっかけ（複数回答）



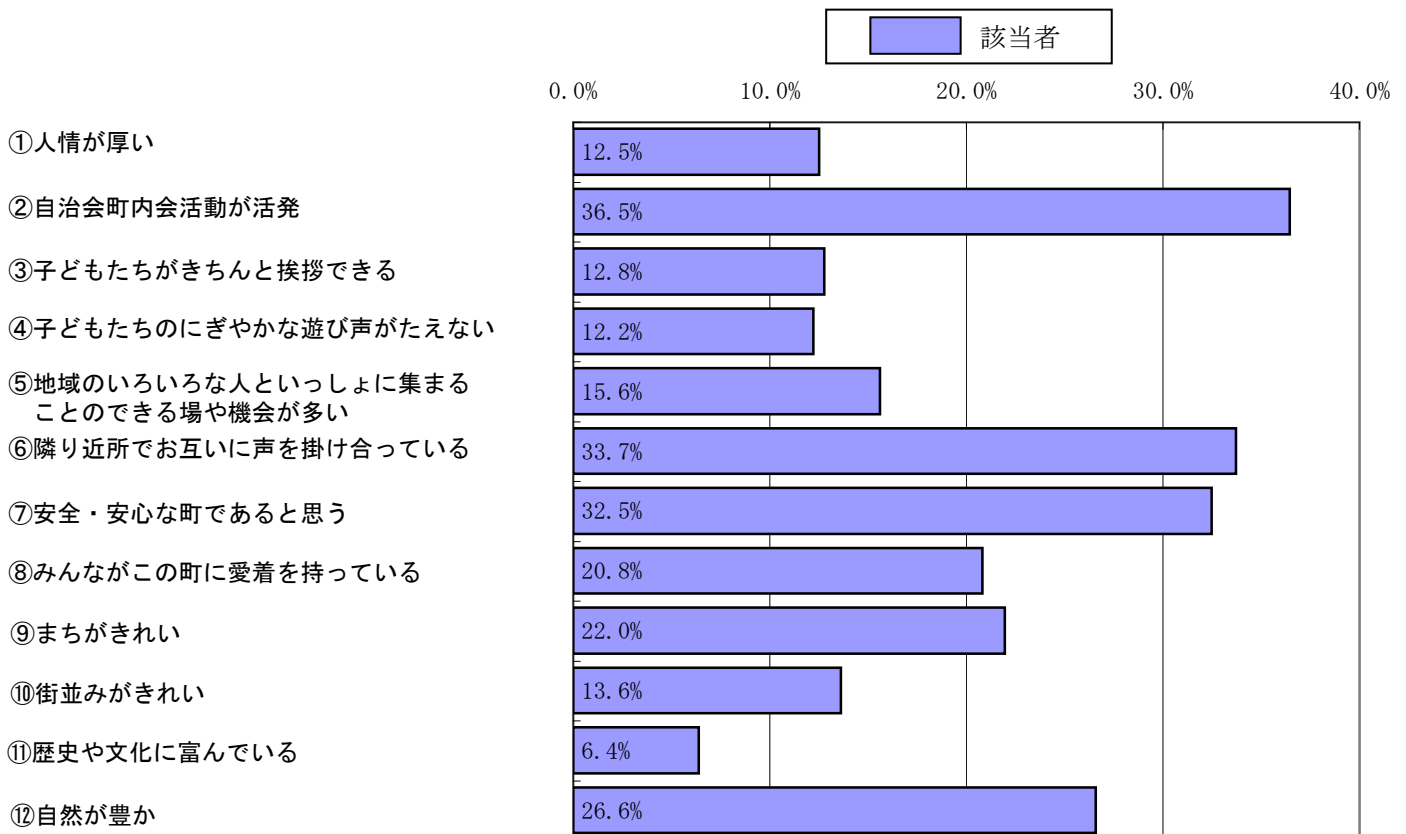
問9. 地域活動に参加又は継続するために必要な条件

図表10 地域活動に参加又は継続するために必要な条件（複数回答）



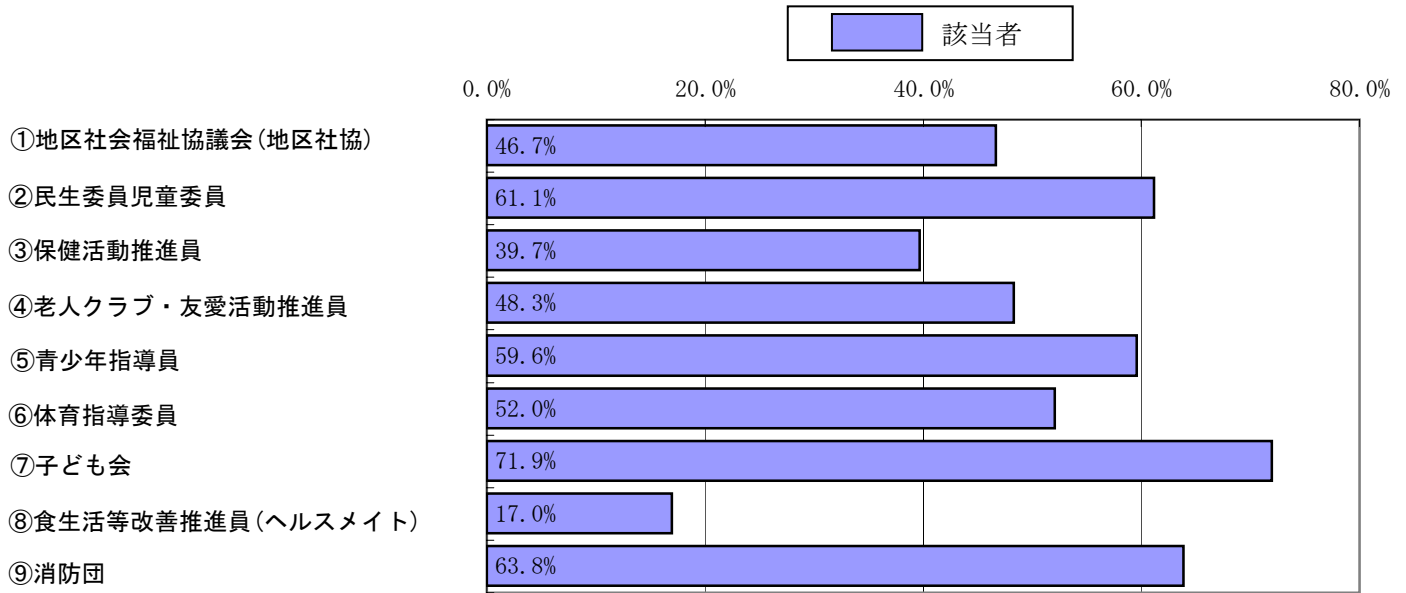
問10. あなたの町で自慢できること

図表11 あなたの町で自慢できること（複数回答）



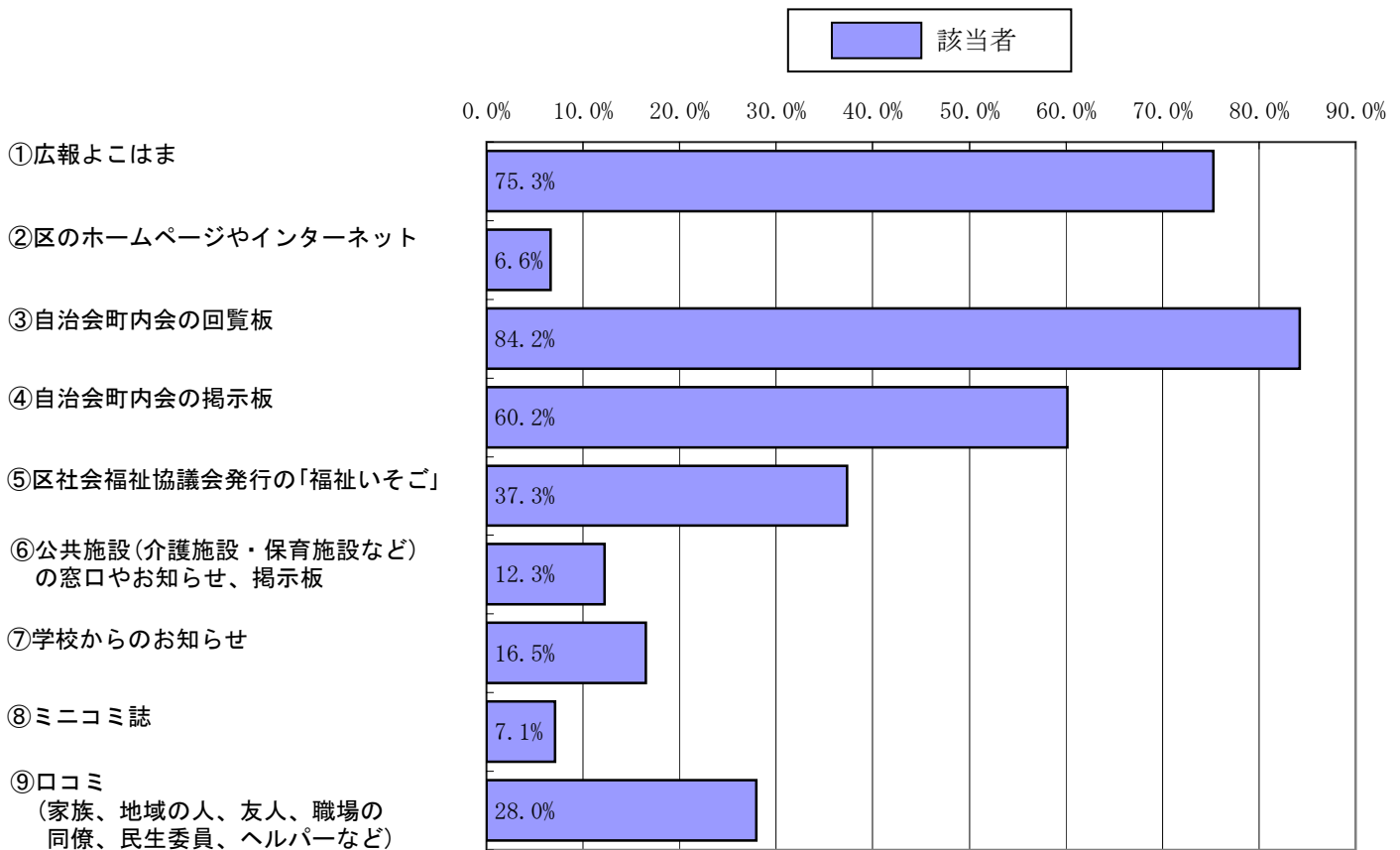
問 1 1. 知っている団体及び名称

図表 1 2 知っている団体及び名称（複数回答）



問 1 2. 地域情報の入手手段

図表 1 3 地域情報の入手手段（複数回答）



問 1 3. 磯子区地域福祉保健計画のことばと愛称の認知度

図表 1 4 磯子区地域福祉保健計画のことばと愛称の認知度（複数回答）

